

土木部各課室長
土木部各出先機関長 様
水産振興部漁港漁場課長

土木部長

請負更正金額等の算出方法について（通知）

請負更正金額等の算出方法について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切に処理してください。

なお、本通知の施行に伴い平成11年1月12日付け10監第1160号「請負更正金額等の算出方法について（土木部長通知）」は、廃止します。

記

1 設計変更に伴う「請負更正金額」の算出方法

$$\text{変更工事価格} \times \left(\frac{\text{当初の入札書記載金額}}{\text{当初の入札書比較価格の請負対象金額}} \right) = A$$
$$\text{請負更正金額} = A \times \left(\frac{108}{100} \right)$$

注1 変更工事価格の端数処理方法は、土木工事標準積算基準書によるものとする。

注2 Aは、万円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、変更工事価格が100万円未満の場合は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 請負更正金額に対する「消費税及び地方消費税の額」の算出方法

$$\text{消費税及び地方消費税の額} = A \times \left(\frac{8}{100} \right)$$

注3 1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

3 部分払いを行う場合の検査調書の「出来高金額」の算出方法

$$\text{出来高金額} = \text{出来高工事価格} \times \left(\frac{\text{当初の入札書記載金額}}{\text{当初の入札書比較価格の請負対象金額}} \right) \times \left(\frac{108}{100} \right)$$

注4 出来高工事価格は、当初の工事価格において土木工事積算基準書により適用した端数処理方法によるものとする。ただし、設計変更があった場合は、変更工事価格において適用した端数処理方法によるものとする。

注5 出来高金額についても、注4に準じて端数処理を行うこととする。

4 施行日

この通知による取扱いは、平成30年4月1日から施行する。